



会員だより

長崎県交通局

長崎市域乗合バス事業共同経営計画のサービス開始

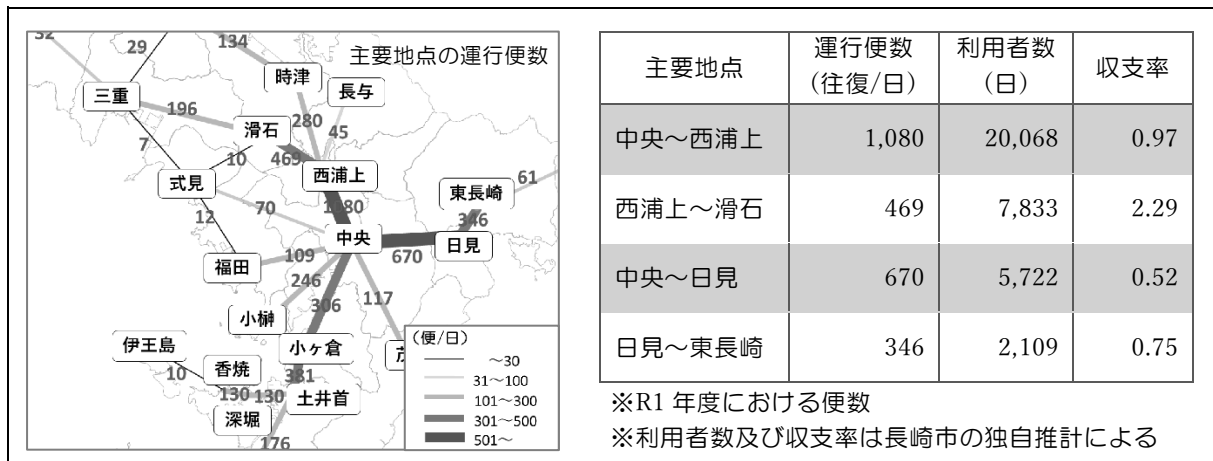
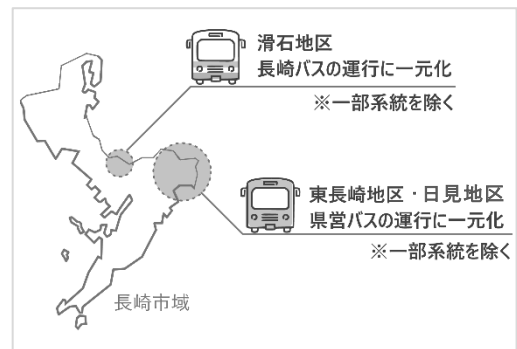
長崎県交通局（以下「県営バス」）では、令和3年11月会報第611号の会員だよりに掲載しておりましたとおり、長崎市域の公共交通網の維持に向け、令和3年6月に長崎自動車株式会社（以下「長崎バス」）と連携協定を締結して、独占禁止法特例法に基づく新たな事業者連携の仕組み「共同経営」の導入について検討を進めておりましたが、令和4年3月に国土交通省から「長崎市域乗合バス事業共同経営計画」の認可を受け、4月1日より本計画に基づく運行を開始しました。

また、長崎市にて検討が進められていた、地域公共交通活性化再生法に基づく「長崎市地域公共交通利便増進実施計画【東部地区】」の内容を踏まえて共同経営計画の一部を変更するとともに、長崎市中心部のまちづくりの進展を踏まえて、回遊性の向上を目的とした新規系統の共同運行を計画に盛り込み、国土交通省から共同経営計画の変更認可を受け、10月1日に改正を実施しました。

共同経営計画の概要【令和4年4月実施】

長崎市域内で両事業者が重複して運行している3地区（東長崎、日見、滑石）を対象として、サービス水準を保ちつつ、運行効率化によって収支改善を図り、持続可能な地域公共交通網の維持に繋げることをコンセプトに次の3つに取り組みました。

- 重複路線における運行事業者の一元化
- 需給バランスを踏まえた運行便数の適正化
- 待ち時間の平準化による利便性の維持・向上



共同経営計画の対象路線の状況 [出典：長崎市地域公共交通計画]

共同経営計画の変更の概要【令和4年10月実施】

長崎市東部地区（東長崎及び日見）のバス路線を、矢上バス停を拠点としたハブ&スポーク型に再編することを柱にした『長崎市地域公共交通利便増進実施計画【東部地区】』の内容を踏まえた変更と両事業者の共同運行を追加する共同経営計画の改定を実施しました。

(1) 長崎市地域公共交通利便増進実施計画【東部地区】に伴う変更

- 重複路線の見直し
 - ➔ 長崎バス系統を廃止し、地域線はコミュニティ交通に転換（県営バスが運行）
 - ➔ 朝の通勤時間帯の輸送量を確保するため、県営バス系統を一部増便
 - ➔ 利便性向上のため、県営バス系統の一部を快速系統として設定
- 需要に応じた供給量の適正化
 - ➔ 利用実態を踏まえて各方面の運行便数を設定し、供給量を適正化
 - ➔ 運行ダイヤを見直すことでバラつきを解消し、待ち時間を平準化

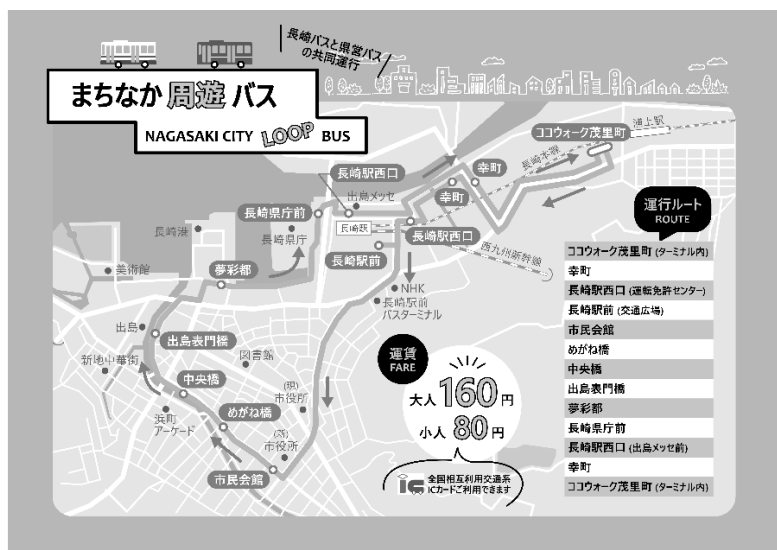
対象地区	共同経営前 (R3.4)				共同経営後 (R4.10)		
	県営バス	長崎バス	計		県営バス	長崎バス	計
東長崎地区	168 便	72 便	240 便	➔	160 便	0 便	160 便
日見地区	84 便	4 便	88 便		58 便	0 便	58 便
滑石地区	108 便	128 便	236 便		0 便	146 便	146 便
計	360 便	204 便	564 便		218 便	146 便	364 便

〔共同経営計画対象路線の平日便数（コミュニティ交通は含まない）〕

(2) 新規路線「まちなか周遊バス」長崎バスと共同運行

商業施設とバスターミナルが併設された「ココウォーク茂里町」を始発地として、長崎駅や長崎中心部の商業施設や公共施設を結ぶルートでの共同運行を開始しました。

- ◆運行便数
1日22便
- ◆運賃
160円均一
- ◆運行時間
概ね9時～16時30分
毎時20分間隔
- ◆所要時間
28分



<問い合わせ> 長崎県交通局 乗合事業部 乗合課 電話：095-822-5141